

令和4年9月29日

第28回総会議事録

長岡市農業委員会

第 28 回総会議事録

- 1 日 時 令和 4 年 9 月 29 日（木曜日） 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 アオーレ長岡東棟 4 階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 議案第 31 号 農地法の許可の取消し申請について
議案第 32 号 農地法第 3 条の許可申請について
議案第 33 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について
議案第 34 号 農地法第 4 条の許可申請について
議案第 35 号 農地法第 5 条の許可申請について
議案第 36 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 37 号 農用地利用配分計画案の決定について
議案第 38 号 長岡市長、長岡市議会議長に対する意見について
 - 日程第 3 報告第 7 号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 (23 名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (1 名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
 - 事務局長 樺沢 仁、振興農政係長 小川 一博、農地係長 広沢 敏功、
主査 木村 秋津、主査 岡村 太地、主事 山際 賢也、主事 本望 郁枝

開 会（午後 2 時 00 分）

樺沢事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。

本日、高橋会長から欠席の連絡が入っております。長岡市農業委員会
会議規則第 4 条第 2 項の規定によりまして、粉川会長職務代理者から議
長を務めていただきます。それでは、よろしくお願いいたします。

議長 皆さん、ご苦労さんです。今事務局長から話がありましたように、高
橋会長は今日欠席です。表面上では体調不良ということになっておりま
すが、今日朝の 9 時半に私のところに電話がありまして、稲刈りで駄目
だという欠席だということでありましたけれども、「おまえ、何言って
いるんだ」と、「おまえ、自分で招集して欠席はどういうことなんだ」
と、「駄目なんじゃないか」と言ったけれども、「いや、難儀いだけ、

しんぱんがだ」と、まだ3町歩ばかりあるということで、それで私は深くは追及しませんでしたけれども、あっ、これは職務放棄だなと私は思いました。これは一般の委員の皆さんでも万象差し繰って、こうやって稲刈り忙しいけれども、出てきているわけです。招集する人間が稲刈りで忙しいから出ていかれないと、とんでもない話だ。そういうことです。

（「ちょっと発言をしてもよろしいでしょうか」と呼ぶ者あり）

議長 どうぞ。

堀 徳太郎委員 私は農業をなりわいとする者ではございませんが、中立委員という立場で今回の件について少し発言をさせていただきたいと思っております。

私は、稲刈りなどの農作業の実態というのは熟知しているわけではありませんけれども、稲刈りなどの農繁期は農業者なら誰でも猫の手を借りたいほど忙しいと私も聞いております。それでも委員の皆さん、推進委員の皆さんは万障繰り合わせて総会に出席しているのではないのでしょうか。稲刈り作業が間に合わないなどの自己都合で総会を欠席し、職務代理に議長を一任するのはあまりにも安易な考え方ではないかと思っております。あえて言わせてもらうならば、総会軽視と言っても過言ではないかと思えます。こんなことが実際に許されてよろしいのでしょうか。

ちょっと法律の話になりますけれども、農業委員会法第5条及び第27条では、総会は会長が招集し、会長が欠けたとき、または会長に事故があったときは職務代理者が会長の業務を遂行できるというふうに規定されておるのです。ここで会長が欠けたときというのは、会長自身が死亡したとき、辞職したとき、失職したことにより欠員になった場合をいいます。また、会長に事故があるというときは、長期出張や病気等の事由によって、その職務を自ら行い得ないと客観的に認められる場合をいうと書いております。農作業のために総会を欠席するというのは、あくまでも自己都合によるもので、これは職務代理が代理するという場合には該当しないのです。したがって、会長が欠けた場合でも事故がある場合でないにもかかわらず、会長職務代理が総会の議長として業務遂行した場合、その職務遂行というのは違法だというふうに考えるのです。総会決議は無効となる可能性もあると思えます。

しかし、会長が前触れもなく突然総会を欠席したとしましても、既に

委員の皆さんは総会に集合し、参加しているわけですから、ここで総会を中断はできないとは私も思っております。会長は欠席したまま、総会審議を続けることに私は一抹の不安を感じながらも、職務代理者に一任するしかないのかなど、こんなふうに私は思っております。いかがなものでしょうか。

議長 病気とか長期出張とかそういう場合に限って私が会長職務代理をやった場合は、これは議事は有効ですけれども、こういった個人の都合によって議事進行を私が進めても無効になるおそれがある、局長、どうですか。

樺沢事務局長 ただいまのお話について私のほうからお話をさせていただくのは、高橋会長からは、本日は体調不良ということで連絡を受けておりますので、その連絡の基に今回粉川職務代理のほうから議長をお願いしたという次第でございます。

堀 徳太郎委員 粉川職務代理者が会長とじかに話した場合は、農作業のために今回は欠席すると、はっきり言っていましたよね。

議長 9時半の時点で稲刈りしているという状況だった。だから、もう欠席なのだと。「おまえ、おかしいだろう」と、「自分で招集しておきながら、一個人の都合で稲刈りだといって欠席するのはおかしいだろうや」と言ったけれども、私は深くは追及しませんでした。あっ、これは職務放棄だなと、そう感じたわけです。

局長がそう言うのなら、議事進行を進めます。皆さん、よろしいでしょうか。

(「待った」と呼ぶ者あり)

櫻井正広委員 21番、櫻井です。今ほどの話で、法律違反のおそれがあると言いながら、職務代理がこの会を進めると。いいのですか、それで。

議長 本来なら駄目です。

櫻井正広委員 本来駄目だったら、ではどうするかを言っていただきたいのです。

議長 では、どうしたらいいですか。

櫻井正広委員 いや、それを職務代理に私が聞いているのです。

議長 いや、私はこのまま続行したいと思います。

櫻井正広委員 私は反対です。法律違反のおそれがあるのであれば、本来事務局のほうに体調不良ということで会長がお届けになったと。職務代理は直接話をした中で、この場でそれを話をしてしまった。

議長 正直に言ったわけ。

櫻井正広委員 おなかの中でとどめておくことはできなかったのですか。

議長 できるわけないでしょう。

櫻井正広委員 できないということは、職務代理のあなたの責任の中で、この場をどうするかをきちっと皆さんに説明すべきですよ。法律違反のおそれがあるけれども、やるわ、そんなことでいいのですか。だって、前私がいろいろお話をしたときに、皆さんは農業委員会として法律違反をするようなことはしてはいけませんよと、私さんざん言われましたよ。1年前ぐらいのこの全員協議会。いいのですか、それで。それだけです。

樺沢事務局長 事務局といたしましては、今回は体調不良という連絡を受けて欠席ということになっておりますので、農業委員会会議規則に従いまして実施させていただきたいと思っております。

議長 皆さん、どうでしょうか。このまま続行してよろしいでしょうか。

(「異議なし」「はい」と呼ぶ者あり)

議長 では、議事を続行します。

これより第28回総会を開催いたします。

欠席届が高橋信昭会長から提出されておりますが、長岡市農業委員会会議規則第6条の規定により定足数を満たしており、会議は成立していることをご報告申し上げます。

日程第 1 議事録署名委員の選任について

議長 日程第1、議事録署名委員の選任については、議長において議席番号2番、吉川勇委員、15番、中村正行委員を指名いたします。

日程第 2 議案第31号 農地法の許可の取消し申請について

議長 日程第2、これより審議に入ります。

議案第31号 農地法の許可の取消し申請についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の3ページをご覧ください。

令和3年9月に農地法第5条の規定による許可を受けた案件でございますが、錯誤による許可の取消し申請があったため取り消すものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。
ただいまの説明に質問、意見はありませんか。
(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんという声があります。
質問・意見がありませんので、採決に入ります。
議案第31号 農地法の許可の取消し申請について、取り消しすること
にご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。
異議なしと認め、原案のとおり取り消しすることに決定いたします。

議案第32号 農地法第3条の許可申請について

議長 議案第32号 農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。
なお、8番は高橋会長の案件ですので、委員の議事参与はできません
が、本日会長が欠席のため、そのまま議事を進めます。
事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。
議案書の5ページ、6ページをご覧ください。
今月の3条の許可申請は9件でございます。
1から6番は売買による所有権移転、7から9番は贈与による所有権
移転であります。なお、8番は会長への贈与であり、不許可要件に該当
せず、許可要件を満たしております。
以上につきましては、担当委員による現地調査結果はいずれも問題な
しということです。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要
件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。
ただいまの説明に質問、意見はありませんか。
(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんという声があります。
質問・意見がありませんので、採決に入ります。
議案第32号 農地法第3条の許可申請について許可することにご異議
ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。
異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第33号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について
議長 議案第33号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の8ページをご覧ください。

今月の事業計画変更承認申請は、越路地域2件でございます。

1番、沢下条の田について、石油、天然ガス採取用施設敷地として一時転用する許可を受けていた案件でございますが、このたび令和14年10月17日まで期間を延長するものでございます。

2番、来迎寺の田について、石油、天然ガス採取用施設敷地として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび令和14年10月17日まで期間を延長するものであります。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該事業計画の変更については妥当なものと判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第33号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第34号 農地法第4条の許可申請について

議長 議案第34号 農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の10ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、与板地域1件、長岡地域1件、栃尾地域1件の3件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、支所において9月16日までに現地確認を実施しております。

1番、与板町榎原の畑について、農機具格納庫建築敷地として利用するものです。議案資料29ページに経過説明を掲載しております。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、既存宅地と一体的に利用するものであることからほかの場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されているものであるため、例外的に許可できるものであります。

2番、亀貝町の畑について、住宅建築敷地として利用するものです。議案資料30ページに経過説明を掲載しております。申請地は亀貝町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることからほかの場所での代替性はなく、例外的に許可できるものであります。

3番、栃尾泉の田について、農家住宅兼農作業所建築敷地として利用するものです。議案資料31ページに経過説明を掲載しております。申請地は栃尾泉地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が農家住宅兼農作業所建築敷地であり、集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

なお、この案件は後ほど説明する農地法第5条許可申請の3番とも関連しております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第34号 農地法第4条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第35号 農地法第5条の許可申請について

議長

議案第35号 農地法第5条の許可申請についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。
議案書の12ページ、13ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、長岡地域5件、越路地域5件、栃尾地域1件、川口地域1件の12件でございます。

1番、小曾根町の田について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は令和4年11月14日から令和5年3月11日までの計画です。申請地は住宅など連たんした地域に存在する農地であることから、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

2番、西谷の畑について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は令和4年12月1日から令和5年1月31日までの計画です。申請地は西谷地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用することからほかの場所での代替性はなく、例外的に許可できるものであります。

3番、栃尾泉の田について、先ほど説明しました農地法第4条許可申請の3番とも関連しているものですが、農家住宅兼農作業所建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。議案資料32ページに経過説明が掲載してあります。申請地は栃尾泉地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が農家住宅兼農作業所建築敷地であり、集落に接続して設置されているものであるため、例外的に許可できるものであります。

4番、花井町の畑について、通路敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。議案資料33ページに経過説明を掲載しております。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、

第1種農地に該当するものですが、既存宅地と一体的に利用するものであることからほかの場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されているものであるため、例外的に許可できるものであります。

5番、稲葉町の畑について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は令和4年10月1日から令和5年4月20日までの計画です。申請地は稲葉地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が住宅建築敷地であり、集落に接続して設置されているものであるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

6番と7番は一連の計画によるものなので、一括して説明させていただきます。6、7番、来迎寺の田について、工事中仮設ヤード敷地として利用するために賃借権の設定をするものです。6番の工期は令和4年10月17日から令和5年4月30日までの計画です。7番は令和4年10月17日から令和6年12月31日までの計画です。申請地は農振農用地区域内の農地ですが、土地収用法該当事業を建設するために必要なものであり、一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

8番、槇山町の畑について、仮設現場事務所敷地として利用するために賃借権の設定をするものです。議案資料34ページに経過説明を掲載しております。申請地は槇山町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。信濃川河道の掘削工事に伴う仮設事務所であり、一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

9番、神谷の田について、砂利採取運搬路として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は令和4年10月18日から令和6年7月17日までの計画です。申請地は農振農用地区域内の農地ですが、砂利採取に必要な施設の建設であり、一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

10番、神谷の田について、砂利採取用地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は令和4年10月18日から令和6年7月17日までの計画です。申請地は農振農用地区域内の農地ですが、砂利採取法に掲げる砂利の採取用地であり、一時的な利用であるため、例外的に許

可できるものであります。

11番、高畑町の田について、分家住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。議案資料35ページに経過説明を掲載しております。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地域内にあり、第1種農地に該当するものですが、既存宅地と一体的に利用するものであることからほかの場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されているものであるため、例外的に許可できるものであります。

12番、西川口の畑について、通路敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。議案資料36ページに経過説明を掲載しております。申請地は西川口地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることからほかの場所での代替性がなく、例外的に許可できるものであります。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんという声があります。

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第35号 農地法第5条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第36号 農用地利用集積計画の決定について

議長 議案第36号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小川係長 ご説明申し上げます。

皆様のお手元に別冊、農用地利用集積計画1冊を配付させていただきます。

ましたので、併せてご確認ください。

議案書の16ページの内訳表をご覧ください。今月は、利用権の設定・移転で248件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が234件、使用貸借権設定が13件、賃借権の移転が1件となっております。

次に、農地中間管理事業において、中間管理事業実施の手続きのため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。初めに、中間管理権設定（公社借入）分について、このたびは3件の申出がありました。内容については全て新規となります。権利関係は賃借権設定が3件となっております。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受け分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは3件の申出がありました。内容については全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が3件となっております。

なお、詳細内容については、お配りした別冊、農用地利用集積計画にて確認をお願いいたします。

以上、計254件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

 ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

 （「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 ありませんという声が聞こえます。

 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第36号 農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

 （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。

 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第37号 農用地利用配分計画案の決定について

議長 議案第37号 農用地利用配分計画案の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小川係長

ご説明申し上げます。

議案書の20ページをご覧ください。

新潟県農林公社から受け手農家への農用地利用配分計画案のうち、一部新たな受け手への変更があったため、使用貸借権及び賃借権の移転をするものです。

このたびは3件の申出があり、内容については全て賃借権の移転となっています。

これらの案件につきましては、以前開催されました総会においてそれぞれ審議、決定をしていただいたものです。

これら農用地利用配分計画案は、新潟県農林公社で農用地利用配分計画として決定をし、新潟県の認可と県公告手続後、新たな受け手に貸し付けることとなります。

当該案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第37号 農用地利用配分計画案の決定について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第38号 長岡市長、長岡市議会議長に対する意見について

議長

議案第38号 長岡市長、長岡市議会議長に対する意見についてを議題といたします。

安達農政対策委員長から説明してもらいます。

安達隆幸委員 農政対策委員長を仰せつかっております安達です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第38号 長岡市長、長岡市議会議長に対する意見についてを説明させていただきます。議案書は22ページから25ページとなっております。

初めに、今年度の意見書の作成と流れについて簡単に説明させていただきます。意見書とは、本来農業委員会の必須業務であります農地等の最適化活動を通して農業の維持、発展のために必要なことを市の施策に反映していただくため、市や議会に対し、意見を取りまとめ、提言するものであります。そして、その上げた提案がいかに市の施策に反映されたかを確認し、上げた意見が反映されていない場合には継続して提言していくことが重要であると考えております。農業自体はいろんな施策をしてもなかなかうまくいかないというのがここ長年来の状況でございます。ここ近年の大きな問題としましては、ロシア、ウクライナの戦争を起因とすると思われます物価高に始まりまして、米の消費も減少する経過、こういったものが私ら農業者に対して大きな負担になっていると考えております。物価高といいましても、特に我々にとっては資材費の高騰、油関係、それに肥料関係というのが直近の課題になっていることは皆さんも感じられていると思います。

こういった中で、本来であれば皆さんと膝を交えて意見交換したいところではございますが、コロナウイルスの蔓延がなかなか鎮静化しないという中で、そういった場所もつくれないという状況であると判断しまして、去年もそうでしたけれども、今年も書面での意見を聴取させていただきました。そういったものの中で、おおむね30件ほどの意見が出されてまいりました。今言った状況がほぼほぼあるのですが、その中で変わったという意見はおかしいですけれども、今まで出ていなかったような意見も出ましたので、ちょっと少し紹介させていただきます。農業所得の向上を図るべきには米価の大幅アップが必要だというのは我々米農家の宿命ではございますが、諸外国は農業産業を後押しし、自給率が高いというようなことで、これも施策としてはぜひ必要だと。

また、今の状況で流通の問題にはなるのですが、ネット販売農業者に対して送料の補助制度もつくってもいいのではないかとというような意見もございました。

それと、長岡米に力を入れるのであれば、やっぱり今のコシヒカリと新之助ではございますが、誰でも作れるようなといいますか、新之助は

協議会に入った人と、あるいはコシヒカリも天然栽培米というものが多数を占めているということで、そういった縛りがない新しい品種も作ったらというような要望も出ておりました。

あとは、皆さんから一生懸命やってもらっています農地パトロールとかのことで、遊休農地に関することが多いのですが、市民農園等を増やして農業の楽しさを知らせるような施策もいいのではないかなというようなことなどがございまして、そういったものを踏まえまして、農業委員、推進委員の皆さんからは意見をいただいたわけですが、これらを基にしましては昨年度の意見書をベースとしました。全部が全うされているということではないということも冒頭申し上げましたので、それをベースに若干の文言の変更ということで原案を作成しました。その作成した原案を皆さんからもう一度見ていただきまして、それを調整し、運営委員会で本年の意見書案として了承したものが議案書の中のものとなっております。

それでは、意見書の内容につきましてちょっと説明させていただきます。議案書24ページから25ページをご覧いただきたいと思います。本意見書の内容は、農業委員会の必須業務である農地等の利用最適化の推進活動を通じて、当市の農業の維持、発展のために必要なことを3つの推進事業に当てはめ、意見をまとめたものとなっております。

まず、1番目としましては、表題にありますように持続可能な農業の実現と活力ある地域振興に向けた対策の強化について、これを6つの項目に分けて意見を明記しております。(1)が需要に応じた水田農業の推進、(2)が担い手の確保及び経営対策の強化について、(3)がスマート農業の推進及び生産性向上対策の強化、(4)が鳥獣被害対策の強化、(5)が異常気象に対応した品種の導入について、(6)が農業継続のための支援対策の実施でございます。

(1)から(4)につきましては、意見の修正等、要望はございませんので、皆さんから見て捉えて原案のままとなっております。

なお、(4)番目、鳥獣被害対策のほうに関連しますけれども、昨年の新潟日報の記事の中に、支援内容といいますか、地域の人が頑張っている記事が載っておりました。特に小国町の桐沢集落ですか、それと栃尾地域の大野原の皆さんが活動している内容が載っておりました。

(5)番目ですが、一応全文削除等の要望もございましたが、検討し

た結果、先ほども言いましたけれども、異常気象が続いているというようなことで、コシヒカリに代わるブランド米の必要性から残して提案していきたいと。これは特に農協さんも含めた中、農業改良普及所等を含めた中での検討課題になりますけれども、農業委員会としての意見としていこうというようなことでございます。

(6) 番目ですが、ロシア、ウクライナ紛争となっていたものを国際紛争という言葉に置き換えると。あまりずばっと固有名詞での指摘ではなくて、そういった表現に置き換えたということでございます。これも固有名詞のほうがインパクト性があるというような意見もありますけれども、意見書ですので、こういう文言に変えていくようにしました。

それと、もう一つ、(3) 番目、スマート農業の一環にはなると思うのですが、私たちが毎年皆さんからやってもらっている農地パトロールにタブレットを使いましょうという話が出てきましたが、これは実際にもう動き出しまして、今あるのはおおむね20台ほどですか、長岡市でも導入する計画で動いているということで、意見書には文言としては載せませんでしたけれども、これから市長、議長への意見書提出のときに口頭でお伝えしていきたいと思えます。それを伝えやすいような充実した内容にしてほしいというようなことで伝えていきたいと、そう思っております。

次に、2番目としまして、担い手への農地の集積及び集約化について、3つの項目に分けて意見を明記しました。(1) が担い手への農地集積及び集約化対策の強化について、(2) が中山間地農業の推進について、(3) が人・農地プランの実行を踏まえた農地利用の最適化の促進についてでございます。

(1) 番目ですけれども、「基盤整備事業の推進を図るとともに」の箇所について削除でもいいのではないかとこの要望がございましたが、市内全域、非常に長岡市も広うございまして、まだ必要な地域もたくさんあるために、原案のままとさせていただきます。

なお、圃場整備したところでももう50年もたっていて、非常に補修が必要だと、なおかつ機械も相当大型化、150キロ以上の機械ばかり出てきているので、今の30ヘクタールでは小さ過ぎるというような意見もございましたので、検討した結果、原案のままとさせていただきます。

(2) 番目、(3) 番目につきましては、そういった修正要望はあり

ませんので、原案のままとなっております。

3番としまして、遊休農地の発生防止及び解消についてでございます。この辺もちょっと抽象的な表現にはなっておりますが、皆さんからの修正要望はございませんので、そのまま意見書として提出させていただきたいと思います。その3番目の一番下のほうに、「農振農用地域からの除外と併せ非農地証明の発出を行ったうえで、地域の実情にそくした適切な区域設定となるよう適宜実施していただきたい」と、これは皆さんからの農地パトロールを一生懸命やってもらいまして、そういった方向に進んでいるということでございますので、ここにきちっと明記しているということになります。

簡単ではありますが、意見書の内容説明とさせていただきます。これ皆さんからのご審議いただいた上で徹底していただければ、今の予定では10月24日、会長はじめ農業委員で市長並びに市議会議長へ意見書を提出し、そこで口頭でまたいろんな要望をしていきたいと思っております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第38号 長岡市長、長岡市議会議長に対する意見についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3 報告第7号 農地法の届出通知等について

議長 日程第3、報告第7号 農地法の届出通知等についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

広沢係長 農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4条の届出について3件を27ページに、5条の届出について12件を28、

29ページに、農地法の適用を受けない事実確認 3 件を30ページに、18条の合意解約について 3 件を31ページに、利用権の解約について11件を32、33ページに、中間管理権の解約について 6 件を34ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

以上です。

議長

報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第28回総会を閉会といたします。

閉 会（午後 2 時47分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

議 長 _____

農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和4年9月29日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	出	多田好一	13	出	青柳進																		
2	出	吉川勇	14	出	青柳久雄																		
3	出	岩本一男	15	出	中村正行																		
4	出	諸橋昇一	16	出	土田米藏																		
5	出	堀徳太郎	17	出	稲波忠昭																		
6	出	若井泰志	18	出	佐藤辰也																		
7	出	粉川一夫	19	欠	高橋信昭																		
8	出	菅沼正美	20	出	成澤善博																		
9	出	坂詰隆	21	出	櫻井正広																		
10	出	千野俊輔	22	出	池田朝二																		
11	出	安達隆幸	23	出	田中豊																		
12	出	本田栄一	24	出	鳥羽若一																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">出席委員</td> <td style="width: 10%;">人</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">23</td> <td style="width: 10%;">人</td> <td style="width: 20%;">議事録署名委員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>人</td> <td>吉川勇</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">24</td> <td>人</td> <td>中村正行</td> <td>委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	23	人	議事録署名委員		欠席委員	人	1	人	吉川勇	委員	計		24	人	中村正行	委員
出席委員	人	23	人	議事録署名委員																			
欠席委員	人	1	人	吉川勇	委員																		
計		24	人	中村正行	委員																		